

・現行の町田市景観計画の「第5章 景観法に基づくその他の方針等」では、以下の項目について記載されている。

- 1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - 1) 市全域共通の配慮事項
 - 2) 地域や地区ごとの配慮事項
 - ①景観形成ゾーンごとの屋外広告物に関する方針
 - ②景観形成誘導地区ごとの屋外広告物に関する方針
- 2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
- 3 景観重要公共施設
 - ①薬師池公園
 - ②小野路宿通り（都道152号線）の一部
 - ③町田駅前通り（町3・4・39号線）の一部

・本日は、上記3つの項目について、町田市景観計画策定以降の取り組み状況及び課題を踏まえ、見直しの方向性・見直し案について検討する。

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

現状

【現状】

○2009年の景観計画策定以降、2018年に「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）（以下「ガイドライン」という。）を定め、屋外広告物に係る配慮事項を示している。

見直しの方向性

- 新たに定める町田市の屋外広告物条例及びガイドラインに基づき景観誘導を図ることに示す。
- 市全域共通の配慮事項や地域や地区ごとの配慮事項に、ガイドラインに示す全域共通の考え方や景観形景観形成ゾーン、景観形成誘導地区ごとの考え方を加える。
- ガイドライン策定以降に運用の中で必要になっている考え方を加える。

具体的な見直し（案）

(1)屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観法（第8条第2項4号イ）に基づく、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」として以下を定め、建築物等と一体的な景観誘導を図ります。

- 市全域共通の配慮事項
- 地域や地区ごとの配慮事項（景観形成ゾーン及び景観形成誘導地区ごと）

町田市の屋外広告物による景観づくりは、町田市屋外広告物条例と町田市景観計画に基づく「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）」を連動しながら景観誘導を行います。

景観形成誘導地区を追加指定する場合には、その都度、建築物等の基準と合わせて、配慮事項を定めていきます。

地域ごとの配慮事項に基づき詳細な基準を設ける場合は、地区計画や屋外広告物条例に定める広告誘導地区等の地域ルールを活用します。

1) 市全域共通の配慮事項（現行の配慮事項に下線部分を追加）

- a. 屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。
 - ・建築物等と屋外広告物の関係性に留意しつつ、地色が高彩度色になる場合は、図と地の色彩を反転させるなどにより、掲出される屋外広告物と周辺が調和した景観づくりを行う。
- b. 大規模な緑地や、公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。
 - ・地上（建植）広告板は近くに掲出する事業者間で秩序をつける。
 - ・緑が活きるよう情報量や数、大きさを最小限にする。
 - ・植栽で周囲の緑との一体感をつくる。
- c. 歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまじ並みなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
 - ・歴史・文化資源を引き立てる落ち着いた色彩やデザインとする。
 - ・歴史・文化資源への視線を妨げない規模や高さとする。
 - ・筆文字や木材、のれんなど伝統的に使われてきた表現とする。
- d. 大規模な建築物や、高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることから、表示の位置や規模等について、十分配慮する。
 - ・高層部では箱文字や切り文字など表示面積を抑え、建築物との一体感がある表現とする。中層部では彩度を抑え、建築物の外観を引き立てる色彩とする。
 - ・広告物は低層部に集約させ秩序を持たせる。
- e. 主要な幹線道路や地域の特徴となる通りにおいては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関する地域ルールを定めるなど、風格のある景観形成や、地域の魅力を生かした特色ある景観形成を進めていく。
 - ・運転手に適した量の情報を低層部にまとめる。
 - ・交通標識とはっきり区別できる色彩や形とする。
 - ・照明は交通安全に配慮し、動きが緩やかなものにする。
 - ・非自家用広告物にも秩序を持たせる。
- f. 豊かな自然資源が残る地域では、街道沿いや公園、緑地等の施設周辺に、景観を阻害する野立て看板等が点在することのないよう、案内広告の集約化を図るとともに、色彩等のデザインを自然環境と調和したものとする。
 - ・稜線を阻害しないよう高さを抑える。
 - ・落ち着いた色彩や自然素材を用いて周囲の緑をひき立てる。
- g. 地域の活性化やにぎわい創出は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成を始めとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。
 - ・開口部を塞ぐような圧迫感のある表現は避ける。
 - ・周辺店舗やテナントと提出位置を揃える。
 - ・映像装置付き広告物は低層部へ設置する。
 - ・箱文字や切り文字などで建築物との一体感をつくる。
 - ・低層部にまとめ華やかさを演出する。
- h. 地域特性を踏まえた、統一感のある広告物は、まち並みの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めていく。

2) 地域や地区ごとの配慮事項


景観計画第4章届出制度の景観づくりに定める景観計画区域を3つの景観形成ゾーン、各ゾーンのうち、地区の特性に応じたきめ細かな誘導を図る3つの景観形成誘導地区ごとに屋外広告物に関する方針を定めます。

① 景観形成ゾーンごとの屋外広告物に関する方針 (ガイドラインに示す事項の他下線部分を追加)


丘陵地ゾーン	
目指す景観	丘陵地や谷戸の豊かな自然と調和した屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の豊かな自然景観と調和するものとする ・豊かな自然に調和する色彩を基本とし、<u>落ち着いた色彩を用いる、高彩度色の使用面積を抑える</u>など配慮する。 ・周辺の自然景観と調和する規模や高さを基本とする。  <p>周辺の自然環境と調和した広告物の例</p>
住まい共生ゾーン	
目指す景観	落ち着いた住宅地との連続性が感じられ、地域・商店街の個性を活かした屋外広告物の景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地では、住宅地との調和や安らぎが感じられるものとする。 ・周辺の住宅地に調和する表現を基本とし、<u>落ち着いた色彩を用いる、高彩度色の使用面積を抑える、色数を抑える、余白を設ける</u>など、暖かさや安らぎが感じられる住宅地の雰囲気を守る。 ●駅前・沿道では、周辺の住宅地への配慮が感じられるものとする。 ・周辺にある住宅地に影響を与えるような過剰な色彩や高さを避け、周辺の住宅地との連続性が感じられるものとする。 ・地域や商店街でデザインのイメージを合わせるなど、地域や商店街の個性がさらに伸びる表現とする。  <p>商店街でデザインイメージを調整した広告物の例</p>
にぎわいゾーン	
目指す景観	活気あふれるにぎわいの中にも心地よさが感じられる屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>アイレベル(人の目線)を意識し、歩行者の目に入りやすい位置にまとめる</u>など、<u>思わず出歩きたくなるような魅力的な景観づくりを目指す。</u> ●高層部では、建築物の表情や基調色が感じられるものとする。 ・建築物本来の表情やまち並みの基調色が感じられる表現とし、屋外広告物による圧迫感を軽減する。 ●低層部では、心地よいにぎわいを感ぜられるものとする。 ・表現が過剰にならないような色数や規模とし、来街者に心地よいにぎわいを提供する。  <p>低層部で色数や掲出位置に配慮した広告物の例</p>

②景観形成誘導地区ごとの屋外広告物に関する方針


町田駅前通り景観形成誘導地区

目指す景観	歩く人にとっての魅力が感じられ、落ち着いた秩序ある屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●高層部では、落ち着いた秩序ある屋外広告物とする。 ・位置や規模を揃えるなど秩序ある掲出とし、すっきりと落ち着いた通りを演出する。 ●低層部では、歩行者が魅力を感じられる屋外広告物とする。 ・歩行者に対して表現が過剰にならないよう、節度ある色数や規模とし、歩行者に対する通りの魅力を高める。  <p>色数や規模に配慮し、通りの魅力向上に貢献している広告物の例</p>

多摩境通り景観形成誘導地区

目指す景観	通りの開放感や連続性が感じられる屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●通りの開放感や連続性が感じられるものとする ・建築物と一体性のある表現とした屋外広告物を基本とし、通りの開放感や連続性が感じられるものとする。 ・通りの周辺にある尾根(小山内裏公園など)からの眺望を妨げないものとする。  <p>建築物と一体性のある広告物の例</p>

小野路宿通り景観形成誘導地区

目指す景観	小野路宿通りの歴史や自然を活かした風格を感じさせる屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的な雰囲気や風格を感じさせるものとする。 ・昔ながらの民家や板塀、擁壁との共通性を感じさせる落ち着いた色彩を基調としたり、木材等の素材色を活かすなど、歴史的な雰囲気の屋外広告物を基本とし、小野路宿通りならではの風格を表現する。  <p>歴史的な雰囲気に調和した広告物の例</p>

※ガイドラインの改定を予定しています。

※第5章には、これらの他資料2「(仮称町田市屋外広告物条例の制定に関する検討)の議論の結果を踏まえ、屋外広告物条例に関し必要な事項を掲載する予定です。第3回の専門部会で反映したものを示します。